資　産　の　部

科　　目	収　　益	費　　用	損　　益
（款）流　動　資　産			
（項）現金及び預金			
（略）			
（削る）			
（略）			

負　債　の　部

科　　目	収　　益	費　　用	損　　益
（款）流　動　負　債			
（項）支　払　手　形			
（略）			
（削る）			
前　受　収　益			
資産除去債務			
（略）			
（款）固　定　負　債			
（項）長期支払手形			
（略）			
退職給付引当金			
資産除去債務			
（略）			

備考

1～9　（略）

10　投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。

資　産　の　部

科　　目	収　　益	費　　用	損　　益
（款）流　動　資　産			
（項）現金及び預金			
（略）			
繰延税金資産			
（略）			

負　債　の　部

科　　目	収　　益	費　　用	損　　益
（款）流　動　負　債			
（項）支　払　手　形			
（略）			
繰延税金負債			
前　受　収　益			
（新設）			
（略）			
（款）固　定　負　債			
（項）長期支払手形			
（略）			
退職給付引当金			
（新設）			
（略）			

備考

1～9　（略）

10　流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。